エ　無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）附則第３条第２項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

オ　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。ただし、第15条第２項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

カ　その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

［新設］

３　２の欄は、免許の申請を行う場合又は変更の申請若しくは届出を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

［新設］

４　３の欄は、社団（クラブ）又は個人の区別により、該当する□にレ印を付けること。

［新設］

５　４の欄は、次によること。

⑴　日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が社団の場合は主たる事業所の所在地、申請者が外国人である場合は日本における居住地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

⑵　申請者が外国人である場合に限り、国籍の欄に当該者の国籍を記載すること。

［新設］

６　５の欄は、申請者が社団の場合はその名称及び代表者の氏名（一般社団法人の場合は代表者の氏名を除く。）を、個人の場合は氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

［新設］

７　６の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第１項の規定の適用がある無線局、適合表示無線設備のみを使用する無線局又は第15条の５第１項に掲げる無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

［新設］

８　７の欄は、申請者が保有する無線従事者免許証の番号を記載し、施行規則第34条の８に規定する外国政府の証明書を保有するものについては、その証明書による資格及びその資格の取得国名を記載すること。ただし、申請者が社団（一般社団法人を除く。）の場合はその代表者の無線従事者免許証の番号を記載すること。

［新設］

９　10の欄は、現に指定されている呼出符号を記載すること。

［新設］

10　11の欄は、次によること。

⑴　無線設備の設置場所又は常置場所の欄は、無線設備の設置場所又は常置場所を「何県何市何町○―○―○何内」のように記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合はコードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、無線設備の設置場所又は常置場所と４の欄の住所が同一の場合は、記載を省略することができる。

⑵　船舶を常置場所とするものにあつては、その船舶が主に停泊する場所の住所、その停泊する港の名称及び船舶名を記載すること。

⑶　航空機を常置場所とするものにあつては、その航空機の定置場の住所、定置場の名称及び航空機の登録記号を記載すること。

［新設］